

東京学芸大学警務員服務規則の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
（総則） 第1条 警務員は、<u>経理部主計課長</u>（以下「主計課長」という。）の指揮監督を受けて、門衛及び巡視の勤務に従事する。 第2条 警務員は、勤務中は常に火気及び盗難に格別の注意を<u>はらい</u>、みだりに勤務の場所を離れ、又は睡眠等により勤務を<u>怠つて</u>はならない。 〔省略〕 （勤務時間の割り振り） 第6条 <u>警務員の勤務時間の割り振りについては、別に定める。</u> （門衛勤務） 第7条 門衛の勤務を命ぜられた者（以下「門衛勤務者」という。）は、守衛所に<u>あつて</u>警備及び取締りに従事するとともに、各室扉の<u>かぎ</u>を保管する。 第8条 〔省略〕 第9条 門衛勤務者は、正門又は通用門の出入者でその挙動不審と認められる者が<u>あつた</u>ときは、氏名、用件等を尋ね、なお疑わしいときは守衛長又は上席者に報告し、必要な場合には<u>主計課長</u>に連絡して、その指示を受けなければならない。 （巡視勤務） 第10条 巡視の勤務を命ぜられた者（以下「巡視勤務者」という。）は、別に定める箇所を巡視し、<u>庁舎</u>の内外及び各室の防火施設の点検を行うほか、学内全般の警備及び取締りに従事する。 第11条 巡視勤務者は、前条のほか、<u>主計課長</u>から特別の巡視箇所又は特に警戒範囲の指示を受けたときは、その指示によつて巡視しなければならない。 第12条 巡視勤務者は、巡視中は特に次の各号に定める事項に注意し、異常を認めたときは、臨機の措置をとるとともに守衛長又は上席者に報告し、必要な場合には<u>主計課長</u>に連絡して、その指示を受けなければならない。 (1) 挙動不審者の有無 (2) 火災の危険箇所の有無 (3) 各室工作物の異常の有無 (4) 建物の破損及び危険箇所の有無 (5) 窓の開閉及び戸締不完全な箇所の有無 (6) 電気、水道、ガス等の不要消耗箇所の有無 (7) 非常用具類の整備の有無 第13条 巡視勤務者は、巡視中挙動不審と認められる者が<u>あつた</u>場合は、氏名、用件等を尋ね、これを取調べる必要があるときは、同行を求めて守衛長又は上席者に報告し、必要な場合には<u>主計課長</u>に連絡して、その指示を受けなければならない。 （非常事態の措置） 第14条 警務員は、勤務中出火その他の非常事態が発生したときは、臨機の措置をとるとともに、直ちに<u>主計課長</u>に連絡するほか、各通用門を厳重に警戒し、本学職員又は消防関係公務員その他特に必要ある者のほか、通行を禁止しなければ	（総則） 第1条 警務員は、<u>財務部財務課長</u>（以下「財務課長」という。）の指揮監督を受けて、門衛及び巡視の勤務に従事する。 第2条 警務員は、勤務中は常に火気及び盗難に格別の注意を<u>払い</u>、みだりに勤務の場所を離れ、又は睡眠等により勤務を<u>怠つて</u>はならない。 〔省略〕 （門衛勤務） 第6条 門衛の勤務を命ぜられた者（以下「門衛勤務者」という。）は、守衛所に<u>あつて</u>警備及び取締りに従事するとともに、各室扉の<u>鍵</u>を保管する。 第7条 〔省略〕 第8条 門衛勤務者は、正門又は通用門の出入者でその挙動不審と認められる者が<u>あつた</u>ときは、氏名、用件等を尋ね、なお疑わしいときは守衛長又は上席者に報告し、必要な場合には<u>財務課長</u>に連絡して、その指示を受けなければならない。 （巡視勤務） 第9条 巡視の勤務を命ぜられた者（以下「巡視勤務者」という。）は、別に定める箇所を巡視し、<u>建物</u>の内外及び各室の防火施設の点検を行うほか、学内全般の警備及び取締りに従事する。 第10条 巡視勤務者は、前条のほか、<u>財務課長</u>から特別の巡視箇所又は特に警戒範囲の指示を受けたときは、その指示によつて巡視しなければならない。 第11条 巡視勤務者は、巡視中は特に次の各号に定める事項に注意し、異常を認めたときは、臨機の措置をとるとともに守衛長又は上席者に報告し、必要な場合には<u>財務課長</u>に連絡して、その指示を受けなければならない。 (1) 挙動不審者の有無 (2) 火災の危険箇所の有無 (3) 各室工作物の異常の有無 (4) 建物の破損及び危険箇所の有無 (5) 窓の開閉及び戸締不完全な箇所の有無 (6) 電気、水道、ガス等の不要消耗箇所の有無 (7) 非常用具類の整備の有無 第12条 巡視勤務者は、巡視中挙動不審と認められる者が<u>あつた</u>場合は、氏名、用件等を尋ね、これを取調べる必要があるときは、同行を求めて守衛長又は上席者に報告し、必要な場合には<u>財務課長</u>に連絡して、その指示を受けなければならない。 （非常事態の措置） 第13条 警務員は、勤務中出火その他の非常事態が発生したときは、臨機の措置をとるとともに、直ちに<u>財務課長</u>に連絡するほか、各通用門を厳重に警戒し、本学職員又は消防関係公務員その他特に必要ある者のほか、通行を禁止しなければ

ならない。

（その他服務の原則）

第15条 警務員は、前各条に定めるほか必要事項は、その都度主計課長の指示を受け、誠心誠意勤務に服さなければならない。

〔省略〕

ならない。

（その他服務の原則）

第14条 警務員は、前各条に定めるほか必要事項は、その都度財務課長の指示を受け、誠心誠意勤務に服さなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。